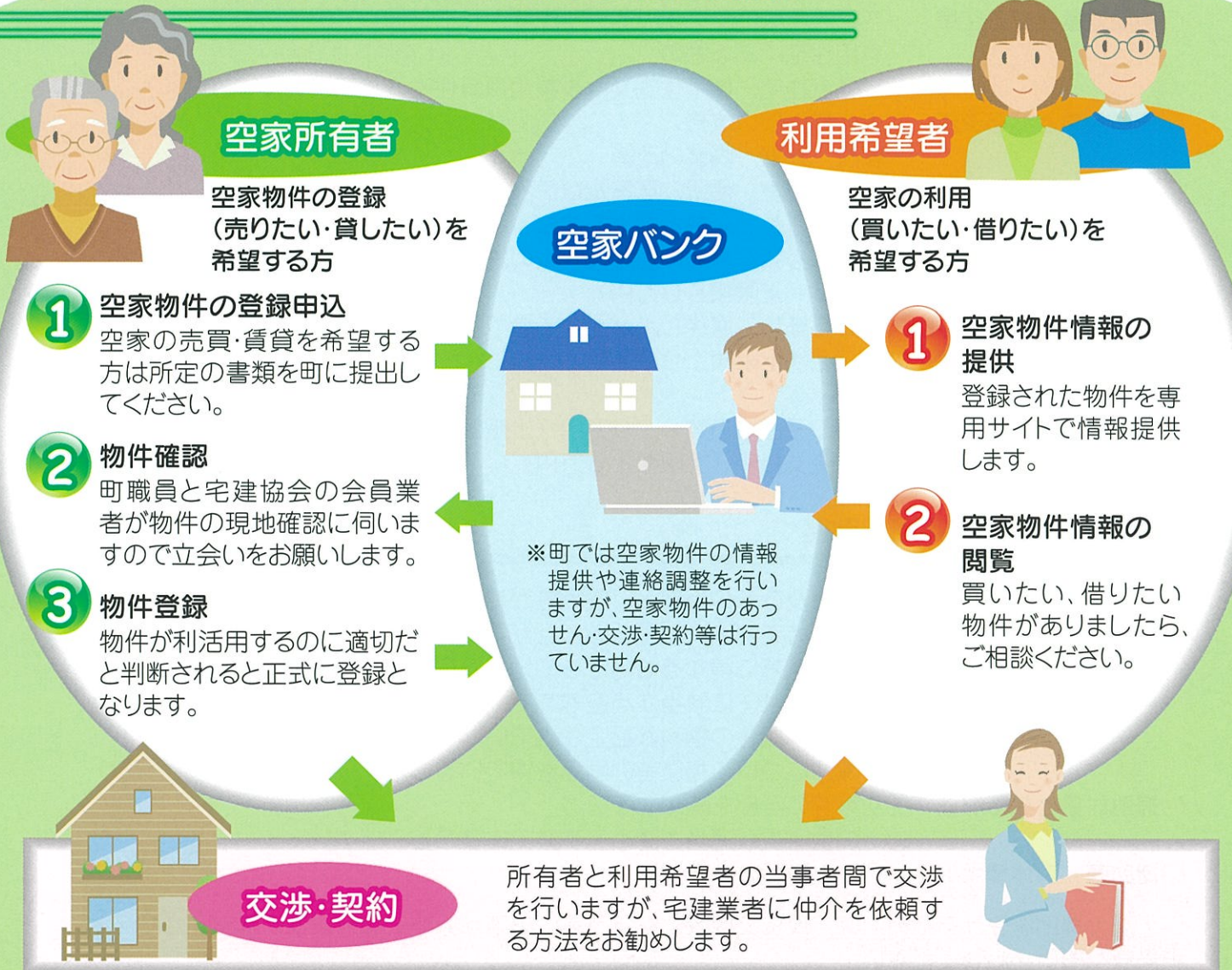


空家バンク制度のご案内

空家バンクとは

この制度は、空家を売りたい方、貸したい方に空家物件を登録していただき、その情報を町のホームページ等で公開し、空家の利用希望者へ情報提供する制度です。大野町内に空家を所有し、利活用を検討されている方、または空家の利用を希望される方は、ぜひ空家バンクへの登録をお願いします。

空家バンクへの登録および利用の流れ



大野町 環境生活課

TEL.0585-34-1111

空家の改修、解体に対する 補助制度があります!

町では、空家問題の解消を図るため、空家の改修又は解体を行う場合に、その経費の一部を補助する制度を設けましたので、活用してください。

空家の改修に対する補助制度

- 補助の対象者
 - ①空家等の所有者又は当該空家等の固定資産税の納税義務者
 - ・改修した空家等を空家バンクに登録すること
 - ②空家等を購入、賃貸等して居住しようとする者
 - ・大野町に住民登録すること
 - ・購入又は賃貸した空家等に5年以上居住すること
- 補助対象となる空家
 - ・空家等実態調査により町が空家等として把握しているもの
 - ・専用住宅であるもの
(集合住宅、併用住宅又は事業用賃貸住宅、倉庫、工場等は除く)
- 補助対象となる改修
 - ・主体構造部の改修
 - ・屋根、外壁、内装の改修
 - ・台所、浴室、便所、居室及びこれらに付随する設備の改修
 - ・その他町長が必要と認める改修
- 補助額
 - ①空家等の所有者又は当該空家等の固定資産税の納税義務者
 - ・改修費用の1/2 (上限額50万円)
 - ②空家等を購入、賃貸等して居住しようとする者
 - ・改修費用の1/2 (上限額100万円)
 - ・加算
 - 1) 中学生以下の子どもの数×10万円 (上限額は無し)
 - 2) 自治会加入金支払額 (上限額10万円)

空家の解体に対する補助制度

- 補助の対象者 空家等の所有者及びその相続人、空家等が建っている土地の所有者及びその相続人
- 補助対象となる空家
 - ①町内の特定空家 (放置することが不適切と町が判定した空家)
 - ②特定空家等に準ずるものとして地域から除却の要請がある空家等
 - ③上記①又は②に該当する空家等で、以下の条件のいずれかを満たすこと
 - ・所有権以外の権利が設定されていないこと
 - ・除却について権原者の同意を得ていること
- 補助対象となる解体
 - ①空家等の全部を除却すること
 - ②その他町長が適当と認める事業であること
- 補助額 解体費用の1/2 (上限額30万円)

上記の補助を受けるためには、改修又は解体を行う前に申請が必要になります。詳細については、担当課へ問い合わせください。

大野町 環境生活課

TEL.0585-34-1111